ID:　34

担当部署:　教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	給付の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市奨学金給付規則　第12条
例規番号	平成4年教育委員会規則第2号

【根拠条文】

（取消し）

第12条　受給者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由が生じた翌月（生じた日が月の初日のときは、その月）以降の奨学金の給付を取消すものとする。

(1)　第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2)　詐欺その他不正な行為により奨学金の給付を受けたとき。

(3)　その他教育委員会が奨学金を給付することが適当でないと認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日